

新旧対照表

○神奈川県立女性相談所条例施行規則

新	旧
<p><u>神奈川県立女性相談支援センター条例施行規則</u></p>	<p><u>神奈川県立女性相談所条例施行規則</u></p>
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第1条 <u>神奈川県立女性相談支援センター条例</u> (昭和39年神奈川県条例第26号)の施行については、法令その他特別の定めによるほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>第1条 <u>神奈川県立女性相談所条例</u> (昭和39年神奈川県条例第26号)の施行については、法令その他特別の定めによるほか、この規則の定めるところによる。</p>
<p>(権限の委任)</p>	<p>(権限の委任)</p>
<p>第2条 次に掲げる知事の権限は、<u>神奈川県立女性相談支援センター</u> (以下「センター」という。)の長 (以下「所長」という。)に委任する。</p>	<p>第2条 次に掲げる知事の権限は、<u>神奈川県立女性相談所</u> (以下「相談所」という。)の長 (以下「所長」という。)に委任する。</p>
<p>(1) <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</u> (令和4年法律第52号) <u>第9条第3項各号</u>に掲げる業務を行うこと。</p>	<p>(1) <u>売春防止法</u> (昭和31年法律第118号) <u>第34条第3項各号</u>に掲げる業務を行うこと。</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>(3) <u>神奈川県立女性相談支援センター条例</u>第3条の規定により入所を承認すること。</p>	<p>(3) <u>神奈川県立女性相談所条例</u>第3条の規定により入所を承認すること。</p>
<p>(4) <u>神奈川県立女性相談支援センター条例</u>第4条の規定により退所を命ずること。</p>	<p>(4) <u>神奈川県立女性相談所条例</u>第4条の規定により退所を命ずること。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(休所日)</p>
<p>(削除)</p>	<p>第3条 <u>相談所が業務</u> (一時保護施設に係るものを除く。次条において同じ。)を行わない日 (以下「休所日」という。)は、次に掲げるとおりとする。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(1) <u>日曜日及び土曜日</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>(2) <u>国民の祝日に関する法律</u> (昭和23年法律第178号)に規定する休日</p>
<p>(削除)</p>	<p>(3) <u>12月28日から翌年の1月4日までの日</u> (前号に掲げる日を除く。)</p>
<p>(削除)</p>	<p>2 所長は、必要があると認めるときは、前項の休所日に替えて臨時に休所日を定め、又は同項の休所日のほか臨時に休所日を定めることができる。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(業務を行う時間)</p>
<p>(削除)</p>	<p>第4条 <u>相談所の業務を行う時間</u>は、午前8時30分から午後5時までとする。</p>
<p>(削除)</p>	<p>2 所長は、必要があると認めるときは、前項に規定する業務を行う時間を臨時に変更することができる。</p>
<p>(支援計画等)</p>	<p>(措置の準拠)</p>
<p>第3条 所長は、<u>困難な問題を抱える女性又は被害者</u> (<u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u>第1条第2項に規定する被害者をいう。)</p>	<p>第5条 所長は、<u>要保護女子又は被害者</u>に対する措置を講ずるに当たっては、<u>相談、調査、判定等</u>を十分行い、その者の<u>個性に</u>適した具体的な指導又は援</p>

新	旧
<p>以下同じ。)への支援に当たっては、その者が抱えている問題及びその背景、心身の状況等の適切な把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うための計画を立てなければならない。</p>	<p>助の計画をたてなければならない。</p>
<p>2 所長は、前項の規定によるアセスメントを行った結果を相談票（第1号様式）に記載しておかなければならない。</p>	<p>2 所長は、前項の規定による相談、調査、判定等の結果を相談票（第1号様式）に記載しておかなければならない。</p>
<p>第4条（略）</p>	<p>第6条（略）</p>
<p>（寝具等の支給）</p>	<p>（寝具等の支給）</p>
<p>第5条（略）</p>	<p>第7条（略）</p>
<p>2 所長は、入所者が被服の支給を申し出た場合は、これを支給することができる。</p>	<p>2 所長は、入所者が被服の支給を申し出た場合には、実情を調査し、必要と認めるときは、これを支給することができる。</p>
<p>3 前項の規定による被服の支給は、現物給付によつて行うものとする。</p>	<p>3 前項の規定による被服の支給は、現物給付によつて行なうものとする。</p>
<p>4（略）</p>	<p>4（略）</p>
<p>（旅費の支給）</p>	<p>（旅費の支給）</p>
<p>第6条 所長は、<u>困難な問題を抱える女性又は被害者を関係機関等へ移送する場合において、本人又はその親族に費用の負担能力がないときは、旅費の全部又は一部を支給することができる。</u></p>	<p>第8条 所長は、<u>要保護女子又は被害者を帰郷させ、又は関係機関等へ移送する場合において、本人又はその親族に費用の負担能力がないときは、旅費の全部又は一部を支給することができる。</u></p>
<p>2 前項の規定による旅費の支給は、原則として乗車船券等の現物給付によつて<u>行うものとする。</u></p>	<p>2 前項の規定による旅費の支給は、原則として乗車船券等の現物給付によつて<u>行なうものとする。</u></p>
<p>第7条（略）</p>	<p>第9条（略）</p>
<p>（帳簿）</p>	<p>（帳簿）</p>
<p>第8条 所長は、<u>センターの管理の状況を明らかにするため、知事が定める帳簿を備えておかなければならない。</u></p>	<p>第10条 所長は、<u>相談所の管理の状況を明らかにするため、知事が定める帳簿を備えておかなければならない。</u></p>
<p>（削除）</p>	<p>（業務等の報告）</p>
	<p>第11条 所長は、<u>毎月10日までに、前月分の業務の実績及びその概要を知事に報告しなければならない。</u></p>
	<p>2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を必要な書類を添えて知事に報告しなければならない。</p>
	<p>（1）次条の規定に基づき入所者の処遇その他相談所の管理に関し規程を定め、又はこれを変更したとき。</p>
	<p>（2）相談所の管理に関し重要又は異例と認められる事項が発生したとき又</p>

新	旧
<p>(実施細目)  第9条 この規則に定めるもののほか、入所者の<u>支援</u>その他<u>センター</u>の管理に  関し必要な事項は、所長が定める。</p>	<p>は発生するおそれがあると認められるとき。  (実施細目)  第12条 この規則に定めるもののほか、入所者の<u>処遇</u>その他<u>相談所</u>の管理に  関し必要な事項は、所長が定める。</p>